

パブリック・サービス研究分科会

講義録 2010年1月25日(月) 15:00~16:00

講演者 加藤好郎氏(慶應義塾高等学校事務長)

テーマ 戦後の図書館の歴史、プライバシーそして著作権

19世紀

- 1808 M.Schrettinger: Bibliothek Wissenschaft の著作「図書館学全教程試論」刊行
→ 図書館学の歴史が始まる
- 1887 M. Dewy が New York State Library School 開校
→ 図書館職員の養成が始まる
- 1892 日本文庫協会設立(1908 日本図書館協会と改称)
→ 日本における最初の図書館事業

戦後

- 1947 帝国図書館を国立図書館と改称
→ NC という考え方が介入

- 1948 ダウンズ報告: 国立国会図書館における図書整理や文献参考サービス等
→ 日本の図書館の歴史をひもとく際に重要な役割を果たす。

日本の焚書

- ・占領下の日本で検閲され米国で保管された資料のうち、手塚治の作品がプランゲ文庫にて発掘。
- ・没収指定図書目録(7000リスト)・・・1982年文部省社会教育局復刻版刊行
「GHQに没収された本」・・・2005年サワズ出版刊行

差別問題、プライバシー侵害問題

「ピノキオ事件」(名古屋市立図書館)

検討の三原則

- ①問題が発生した場合には、職制判断によって処理することなく、全職員によって検討する。
- ②図書館員が、制約された状況の中で判断するのではなく、市民の広範な意見を聞く。
- ③とりわけ人権侵害にかかわる問題については、偏見と予断にとらわれないよう、問題の当事者の意見を聞く。

「少年法」と「図書館の自由に関する宣言」

- ・「少年法」は、少年の更生が目的で、実名報道が社会復帰の妨げになる。
- ・「図書館の自由に関する宣言」で、閲覧の制限の場合は
 - ①人権またはプライバシーを侵害するもの
 - ②わいせつ出版物であるという判決が確定したもの

2001.9.11 後の Patriot Act とは

愛国者法 224条 2001.10.1 ~ 2005.12.31 → 2006.1.1 ~ 2010.12.31 まで延長

福沢諭吉と著作権

かつて偽本ブームであった時代、「学問のすすめ」の偽本が大量に出回ったことに対し、福沢は「偽版は文化を害する。西洋文明の国々でも著者を保護する法がある。」と再三にわたり政府に訴えを起こした。

Copyright (著作権)

著作権とは人権 (Human Right) と考えることが、著作権を理解することの第一歩。

著者の死亡後、著作権は 50 年有効。

Fair Use（公正利用）は著作権侵害の訴訟に対する抗弁の根拠としてしばしば用いられるが深刻な裁判になりやすい傾向がある。

日本複写権センターの仕事とは

1. 広く著作者から複写等に関する権利行使の委託または事務の委託を受ける
2. 利用者との間に複写利用許諾契約を締結する
3. 大学図書館としては、契約の方向にあるが、大学として契約するか図書館として契約するかの問題がある。
4. 使用料の分配 例) 著者⇔出版社⇔出版社著作権協議会⇔JRRC⇔個別・包括契約

著作権管理事業への参入

民間企業→文化庁への登録申請のみで可。現在、27 業者登録済、12 社団体業務開始。

※ 過去は許可制で JASRAC のみ認可。

研究者・学会（学術著作権協会）の一部の権利委託 1 枚 10 円～50 円

学術著作権協会 → 米国 CCC と複写許諾契約を締結 1 枚 50 円

日本著作権管理システム（JCLS）→ 権利委託 1 枚 10 円～160 円を要求

（「白抜き R」の取り扱い：日本複写権センターで取り扱い中止。）

文芸著作権センター

→日本文芸著作権保護同盟の発展的解消

日本写真著作権協会

→日本写真家協会、日本広告写真家協会等、7 団体。

国公立大学図書館協力委員会著作権拡大 WC

→ポスターによる著作権法尊重態度の周知および広報活動等。

大学図書館における著作物の利用に関するワーキング・グループ

1. 権利制限の拡大に関する論点

図書館等が例外的に許諾を得ずにファクシミリ等の公衆送信により複製物を提供できる。

2. 権利制限の縮小に関する論点

商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外する。

米国の場合：

著作権法延長：米議会が 1998 年成立。作者の死後 50 年、及び企業が権利を持つ期間 75 年

→ 保護期間 20 年延長

公正使用の法規定

1. 当該利用の目的ないし特質
2. 著作権ある目的ないし特質
3. 当該作品が利用される場合に量と実質性
4. 原作品市場もしくは価値に対する当該利用行為の影響

公共貸出権（Public Lending Right）について

・日本の公共図書館の貸出冊数と書籍の販売部数

	貸出冊数	販売部数
1981	1 億 5 千万冊	9 億 5 千万冊
2000	5 億 3 千万冊	7 億 8 千万冊
2008	6 億 6 千万冊	6 億 4 千万冊

- ・公共貸出権の歴史

1946年 デンマーク、カナダ、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、ベルギー、オーストリア、イスラエル、ニュージーランド

日本における現状

- ・著作権法第26条の3（貸与権）

「著作権は・・・複製物の貸与により公衆に提供する権利を専有する。」

- ・著作権法第38条の5（営利を目的としない上演等）

「映画フィルム・・・26条に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならない。」

- ・日本文芸協会からの「要望書」

文部科学省と文化庁に対して、著作権法第38条に「図書」も組み入れることを要望。

- ・大手レンタル貸本店からも著作権料。書籍と雑誌は除外規定。

法制問題小委員会 → 図書館の著作権はここで審議される。

- ・情報化した著作権等の権利のあり方
- ・情報化等に対応した権利制限のあり方

著作権を考える創作者団体協議会

- ・著作権死後50年→70年の延長要求
- ・ベルヌ条約：最低保護期間50年
- ・1990年欧米諸国は70年に延長
- ・2004年日本において映画は公開後70年に延長
- ・団体協議会は、知的財産立国を実現するためには、欧米にあわせるべきであると主張。
- ・ベルヌ条約：自国より保護期間が短い国の著作物は、短い国に同調。
→海外の関係国団体から日本に対して不満が出ている。

戦時加算

→戦時下での敵国での著作権行使が不可能であったことを前提として、失われた著作物の利益の回復を図る制度

日本： 1952年サンフランシスコ平和条約にて戦時加算の義務を課せられた。

著作権保護問題を考える創作者団体協議会

→「70年に延長した上で主要国と交渉し戦時加算の請求権の放棄を求める。」

著作権保護期間の延長問題を考える国民会議

→「欧米諸国のものは実質60年、延長すると80年になる。文化産業における輸入過多の日本は不利。」

今後は、文科省文化審議会著作権分科会で継続審議。

2004年3月7日

株式会社日本著作権出版権管理システムと有限会社中間法人学術著作権協会と国公立図書館協力委員会とで「大学図書館間協力における資料複製に関する利用許諾契約」締結。

→日本複写権センターとの契約締結。（ファクシミリ、インターネット送信可能。）

出版権管理システム： 120社2万6千タイトル（含：エルゼビア 1,700タイトル）

学術著作権協会： 84万タイトル→200万タイトルへ拡大

大学図書館においては、教職員や学生への著作権遵守の啓蒙活動を効果的に継続実施することが求められている。